

2026 年 8 月 6 日

株主様各位

株式会社ヴァンガードスミス
代表取締役 田中慶太

【本件に関するお問合せ先】
株主総会事務局 担当：奥村
TEL：03-6703-6342

第 12 期定時株主総会 関連書類送付のご案内

謹啓 敝暑の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は弊社運営に多大なご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第 12 期定時株主総会を開催するにあたり、送付しました下記書類を修正いたしましたので、送付申し上げます。

謹白

記

(1) 事業報告書

(2) 監査報告書

※ 株主総会招集通知および参考資料につきましては、弊社ホームページ

(URL:<https://v-smith.co.jp/ir/news/#news>)「IR ニュース」へ掲載しております。

以上

事業報告

(2025年6月1日から
2026年5月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、物価上昇ペースが一段落しつつある中で、財政政策や賃金上昇の効果が徐々に表れてきた一方で、物資不足や生活関連費用の上昇が消費者マインドの改善への重石となっております。特に、ホルムズ海峡の混乱に伴う石油関連物資の供給不足および価格高騰が景気の先行き不透明感を一段と強めております。

今後、ホルムズ海峡の混乱が長期化し、不安定なエネルギー・物資の供給が継続する場合には、物価上昇と物価抑制に向けた金融引き締めなどが想定され、企業活動を取り巻く環境には、引き続き慎重な対応が求められます。

当社の近隣トラブル解決支援事業において、少子高齢化の加速、地域コミュニティの希薄化、在留外国人の増加に加え、新型コロナウイルス禍を契機としたテレワークの増加等を背景に、近隣トラブルは増加傾向にあり、また深刻化する傾向にあります。このような状況のもと、当社は主力サービスである「Mamorocca」「P サポ」「P サポ+」の受注拡大を推進し、相談員として元警察官を継続的に安定的に採用することで、高い水準の相談品質を維持・改善しながら、業容の拡大と収益力の強化に取り組んでまいりました。

また、不動産事業は、運営する物件を安定稼働及び予約サイトの拡充により予約数を増加させ、売上高の増加に努めてまいりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は 2,210,389 千円（前事業年度比 48.6%増）、営業利益は 654,791 千円（同 47.9%増）、経常利益は 645,444 千円（同 45.1%増）、当期純利益は 427,534 千円（同 44.9%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

近隣トラブル解決支援事業

当セグメントにおきましては、新規会員が順調に増加したことに加え、前事業年度より開始した大口顧客との取引が寄与したことにより売上高は、2,099,931 千円（前事業年度比 48.7%増）、営業利益は 682,039 千円（同 46.8%増）となりました。

不動産事業

当セグメントにおきましては、前事業年度は修繕及び人材難により宿泊希望日数すべての営業ができなかった物件が当事業年度は解消されたことや、予約サイトの拡充

により予約数は増加しましたが、稼働して間もない物件がありましたので、売上高は110,457千円（前事業年度比47.9%増）、営業損失は27,247千円（前事業年度 営業損失22,068千円）となりました。

（2） 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は279,287千円で、主に不動産事業における貸別荘の取得であります。また、このほかに本社オフィス移転に係る賃借保証金等の差入保証金144,767千円の差入があります。なお、当事業年度において重要な設備の除却又は売却はありません。

（3） 資金調達の状況

当事業年度において、特記すべき事項はありません。

（4） 対処すべき課題

当社は、「困っている人を助ける」の経営理念の下で、「トラブルを事件にさせない社会へ」をビジョンに掲げ、法律では対処できない事件未満のトラブルに対し、現場経験のある元警察官が適時に、かつ、適切に対応することで、トラブルの解決を支援するサービスを展開しております。

当社が認識している対処すべき課題は以下のとおりです。

① コンプライアンスの遵守

当社は、騒音トラブル、迷惑行為、SNSトラブル等の「事件未満」のトラブルに対し、元警察官である相談員が中心となって近隣トラブル解決支援事業を中核の事業として行っています。かかる事業の遂行においては、コンプライアンスの遵守、中でも非弁行為に抵触しないことが重要事項となります。当社の従業員は元よりコンプライアンス意識が高いことは当然ですが、社内では各種規程、ガイドラインやマニュアルを文書化し、業務の取り進めにおいて遵守されているかを管理部が適時に点検を行い、更に内部監査による確認を定期的に行っています。また、近隣トラブル解決支援に直接関与する相談員に対しては、社内教育や研修制度を整備し、顧問弁護士など専門家からのアドバイス・指導を定期的に受ける体制を構築しております。

今後、当社事業の進捗にともなう会員数の増加に対応できるように、優秀な人材を十分に確保し、安定した相談体制を維持、強化してまいります。

また、不動産事業においては、物件管理・清掃業務を適切に行うために、関連業法の遵守と適正人材の確保に引き続き努めてまいります。

36 協定などの労働基準法を遵守し、従業員が安心して、安全に、働きやすい職場

環境を構築し、更に改善に努めながら、健康経営を推進していくことが、当社の持続的な成長に必要不可欠であると認識しております。

② ガバナンス体制の強化

当社は、企業として社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスの強化が不可欠であると認識しております。そのため、事業規模の拡大に合わせて経営基盤の強化を継続的に進めていくとともに、業務遂行に当たっての各種規程及びマニュアル等を整備、充実させるとともに、顧客情報や個人情報等の情報資産の管理を強化するためにも、サイバーリスクへの対応を更に進めてまいります。

③ 人的リソースの確保

当社は、持続的な成長のために、優秀な人材の確保、特に相談員としての元警察官の確保と育成が重要な経営課題と認識しております。採用後の相談員の教育・育成に当たっては、経験豊富な相談員のノウハウを見える化し、AI も活用しながら教育ツールを充実することで、適正な育成方法の構築と育成スピードの加速化を進めてまいります。

④ 深刻化する近隣トラブルへの対応

日本社会における長引く労働賃金の抑制を主たる要因とした労働環境の悪化や生活不安などのストレスの増加とともに、近年の在留外国人の増加など異文化を持った住民が隣接して生活すること等により、近隣トラブルの件数は増加傾向にあり、また内容も重篤化する傾向にあります。

これらは、当社における相談受電件数の増加とともに解決することが困難な相談事案の増加にもつながる可能性があり、当社事業の効率性を低減させる懸念があるため、社会福祉士の採用など専門性の高い人材を含めて、引き続き優秀な相談員の確保・育成などにより、質の高い解決支援サービスの提供に尽力して対処してまいります。

⑤ 営業力の強化

当社は、会員数 3,000 万世帯を目標に新規会員の獲得を推進しております。その一環として、当社の中核である不動産管理業界だけではなく、保険・クレジットカード・通信・エネルギーなどの業界にもサービス展開を拡大しております。また、サービス内容についてもカスタマーハラスメント対応や身辺警護、更には店舗防犯の指導を開始するなど多様化させ、受注単価のアップに取り組んでおります。

⑥ 相談品質の向上・維持

当社は、近隣トラブル解決支援事業を行っております。現時点において、当社は日本における唯一の近隣トラブル解決支援事業を中核事業としている会社であると認識しており、当社が蓄積した経験、ノウハウに基づき優秀な相談員の確保と育成により高い品質のサービスを提供してまいります。日常の会員さま（相談者）と相談員との対応の適法性や妥当性についてはAIを利用した評価システムを活用して、社内においてモニタリングを行うとともに、法律事務所による継続的なレビュー、助言を得てサービス品質を向上させるとともに高い水準で維持しております。

しかしながら、日本社会におけるかかるサービスに対する需要の増加にともない、類似サービスを行う複数企業の設立とこれら企業のサービス水準が低い場合には、業界全体の成長が阻害される可能性があります。当社は当事業のリーディングカンパニーとして、業界全体の構築を見据えて、更なる成長を目指してまいります。

⑦ 財務体質の強化

当社は、経営の健全性を保つためにキャッシュ・フローを重視し、持続可能な経営に努めております。事業強化や拡大を図るうえで必要な資金については、手元資金に加え資金調達を行い、成長を支える財務基盤を構築していきます。また、金利上昇等が財務体質に与える影響を十分に注視し、適切な対応を進めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区分	第 9 期 (2024 年 3 月期)	第 10 期 (2024 年 5 月期)	第 11 期 (2025 年 5 月期)	第 12 期 (当事業年度) (2026 年 5 月期)
売上高(千円)	933,699	197,369	1,487,124	2,210,389
経常利益(千円)	232,248	44,920	444,681	645,444
当期純利益(千円)	159,100	15,769	294,958	427,534
1 株当たり当期純利益(円)	212.50	21.06	393.96	571.04
総資産(千円)	562,847	817,783	1,160,615	1,715,548
純資産(千円)	192,613	208,382	503,340	930,874
1 株当たり純資産(円)	257.26	278.33	672.29	1,243.32

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。ただし、1 株当たり当期純利益及び 1 株当たり純資産額は銭未満を四捨五入して表示しております。

2. 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づいて算出しております。
4. 2025年12月1日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
5. 2024年5月24日開催の臨時株主総会決議により、決算期を3月31日から5月31日に変更しました。従って、第10期は2024年4月1日から2024年5月31日までの2ヶ月となっています。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2026年5月31日現在）

当社の主要な事業は、1. 会社の現況に関する事項 (1)事業の経過及び成果に記載のとおり、「近隣トラブル解決支援事業」及び「不動産事業」であります。

(8) 主要な営業所及び工場（2026年5月31日現在）

名称	所在地
本社	東京都港区

(9) 従業員の状況（2026年5月31日現在）

従業員数	前期末比増減
92名	37名増

(注) 従業員数には臨時従業員29名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先（2026年5月31日現在）

借入先	借入額
(株)千葉銀行	25,758千円
(株)三井住友銀行	21,832千円
(株)日本政策金融公庫	8,905千円

(11) その他株式会社の現況に関する重要な事項

当社は、2026年3月6日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しました。

2. 会社の株式に関する事項（2026年5月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 2,900,000 株
- (2) 発行済株式の総数 748,700 株
- (3) 株主数 33 名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
(株)EXTOCK	370,300	49.45
田中 慶太	229,800	30.69
(株)ヴァンガードスミス 従業員持株会	16,100	2.15
インフィニティドットコム リミテッド	15,000	2.00
古橋 昌也	15,000	2.00
株式会社エフ	10,000	1.33
鈴木 康之	10,000	1.33
SBI 生命保険(株)	10,000	1.33
島崎 智大	7,000	0.93
島崎 貴次	7,000	0.93

3. 会社の新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2026年5月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	田中 慶太	(株)EXTOCK 代表取締役
取締役	垂水 隆幸	コーチング.com(株) 代表取締役
取締役	大川原 洋	株式会社アインホールディングス 顧問 北日本消毒株式会社 顧問
取締役	島崎 憲明	日本公認会計士協会 顧問 三優監査法人 経営監視委員会 独立第三者委員 小樽商科大学 特任教授
取締役	井上 康生	国際柔道連盟スポーツ理事 全日本柔道連盟常務理事 日本オリンピック委員会常務理事
常勤監査役	大森 滋	Sean & SONS 合同会社 代表社員
監査役	高畑 恒一	
監査役	新井 武広	公認会計士 日本証券アナリスト協会検定アナリスト 日本証券アナリスト協会規律委員会委員 (株)ストラテジー・アドバイザーズ 執行役員

- (注) 1. 取締役 島崎 憲明及び井上 康生は、社外取締役であります。
2. 監査役 高畑 恒一及び新井 武広は、社外監査役であります。
3. 取締役 垂水 隆幸は、2025年8月21日に監査役を退任し、2025年8月22日の定時株主総会で取締役就任しております。
4. 取締役 島崎 憲明は、総合商社における国内外でのビジネスや企業経営の経験、並びに、企業財務・経理・リスクマネジメント・監査を中心とした幅広い知見を有しております。島崎憲明が兼職している他の法人等と当社との間には重要な関係はありません。
5. 取締役 井上 康生は、国内外におけるスポーツ、特に柔道界における競技実績や柔道界の成長・発展に対する経験・功績などに基づき、当社経営に対する多面からの監督・チェック機能、及び、提言の機能を有しております。井上康生が兼職している他の法人等と当社との間には重要な関係はありません。
6. 監査役 高畑 恒一は、総合商社における国内外でのビジネス、及び、企業経営の経験、並びに、企業財務・経理・リスクマネジメント・監査を中心とした幅広い知見を有しております。

7. 監査役 新井 武広は、東京証券取引所における金融業界、特に証券業界に係る業務経験、及び、企業会計に係る卓越した見識を有しております。新井武広が兼職している他の法人等と当社との間には重要な関係はありません。

(2) 取締役及び監査役の責任免除

当社は職務の執行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

(3) 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行において、善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の内容の決定に関する方針

当社の取締役の報酬限度額は株主総会において決議いただいた上で、各取締役の報酬額は、その範囲内にて代表取締役が担当領域、職責や会社の業績等を総合的に考慮して決定しております。これは、当社の企業価値、株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としたものであります。

また、監査役の報酬につきましては、その限度額を株主総会で決議いただいた上で、各監査役の報酬は監査役会における協議により決定しております。これは、監査役に対して、取締役の職務執行等に関する監査機能を更に高めることを目的としたものであります。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役が取締役の個人別の報酬額を決定しております。これは、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには、代表取締役が最も適しているとの理由から権限を付与したものであります。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう社外取締役の関与・助言を得て客観性・公平性を担保する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会は

その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2025 年 11 月 27 日開催の臨時株主総会において年額 150 百万円と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は 5 名（うち、社外取締役は 2 名）です。

監査役の報酬限度額は、2025 年 11 月 27 日開催の臨時株主総会において年額 30 百万円と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は 3 名です。

④ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員の員数 (人)
		金銭報酬			非金銭報酬	
		固定報酬	賞与	ストック・ オプション	社宅	
取締役(社 外取締役 を除く)	62,280	60,000	—	—	2,280	3
監査役(社 外監査役 を除く)	4,800	4,800	—	—	—	1
社外役員	17,100	17,100	—	—	—	5

(注) 1. 社宅は、当社が社宅として借り上げる総賃料と、当社が社宅料として取締役より徴収する総額の差額を非金銭報酬として記載しております。

2. 社外役員の員数には、当事業年度に社外監査役を退任した者 1 人を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、6 ページ及び 7 ページ「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	島崎 憲明	社外取締役就任後開催の取締役会には、21 回中 20 回に出席いたしました。 出席した取締役会において、長年に亘る他社での経営などに関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から議案審議につき必要な発言を行っております。
取締役	井上 康生	社外取締役就任後開催の取締役会には、21 回中 21 回に出席いたしました。 出席した取締役会において、長年に亘る柔道界を中心とした国内・国際組織の運営などに関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案審議につき必要な発言を行っております。
監査役	高畑 恒一	社外監査役就任後に開催の取締役会には、17 回中 17 回に出席し、同様に監査役会には 16 回中 16 回に出席いたしました。 出席した取締役会において、長年に亘る他社での経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の適法性・適正性を確保するための必要な発言を行っております。また、出席した監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	新井 武広	社外監査役就任後に開催の取締役会には、17 回中 16 回に出席し、同様に監査役会には 16 回中 15 回に出席いたしました。 出席した取締役会において、長年に亘る他社での豊富な経験と企業会計に関する卓越した見識に基づき、取締役会の適法性・適正性を確保するための必要な発言を行っております。また、出席した監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

史彩監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査証明業務に基づく報酬 (千円)
当社	24,000	—

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と準金融商品取引法に基づく監査及びTOKYO PRO Marketにおける監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の内容、前年度の監査実績と監査報酬、会計監査人の監査の遂行状況、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務の権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

当社は2026年1月26日開催の取締役会において、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。当社は、この方針に基づいて業務の適正を確保するための体制を整備・運用しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ コーポレート・ガバナンス

a. 取締役及び取締役会

- ・取締役会は、法令・定款等に則り、経営の重要事項を決定し、取締役の業務執行を監督する。
- ・取締役は、取締役会が決定する業務担当に基づき、法令・定款等に則り業務を執行し、原則として月に一度以上業務執行状況を取締役に報告する。
- ・取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
- ・コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するため、社外取締役を選任する。

b. 監査役および監査役会

- ・監査役は、法令の定める権限を行使するとともに、内部監査担当及び監査法人と連携して、「監査役会規程」および「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行を監査する。
- ・監査役は、原則として月に一度以上監査状況について監査役会を開催し意見交換を行う。

ロ コンプライアンス

a. コンプライアンス体制

役員及び従業員がコンプライアンスに適った企業活動を実践するため、「コンプライアンス・マニュアル」その他の行動規範を定める。その目的達成のため、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会（当面は、経営会議がその機能を担う）をはじめとした各種委員会を設置し、諸施策を講じる。

b. 内部通報制度

コンプライアンスの相談・報告窓口として、コンプライアンス相談窓口を設置し、法令違反や当会社の行動規範違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。

c. 反社会的勢力との関係遮断

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

ハ 内部監査

業務執行者の職務執行の妥当性及びコンプライアンスの状況につき調査するため、内部監査担当を設置し、内部監査を実施する。内部監査の結果は定期的に取り締り会お

よび監査役会に報告されるものとする。

ニ 懲戒処分

役員及び従業員の職務の執行により法令違反等が生じた場合、役員については会法
法等に照らし、従業員については「就業規則」などに則り、厳正な処分を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、情報セキ
ュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための
施策を継続的に実施し、情報流出防止するための体制を整備する。

ロ 各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき
適切に作成、保存、管理する。

ハ 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関す
る決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が
常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。

ニ 個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ リスク管理

- ・リスク管理は、「リスクマネジメント規程」及び「コンプライアンス規程」に基づき、
一貫した方針の下に、効果的かつ総合的に実施する。
- ・経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項につい
ては、経営会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役
会において報告する。
- ・全リスクの統括管理及びコンプライアンスに関する個別課題についての協議・決定
は、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会（当面は、経営会議がその機能
を担う）にて行い、協議・決定事項、進捗状況については必要に応じて取締役会に
報告する。

ロ 危機管理

自然災害など重大事態が発生した場合に備えて「緊急事態対応マニュアル」を策定
している。緊急事態が発生した場合又は発生が予想される場合には、場合によっては
代表取締役を室長とする緊急事態対策室を設置し、損害・損失等を最小限にとどめる
ための具体策を迅速に決定・実行する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 取締役会は、原則として月 1 回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、
機動的な意思決定を行う。

- ロ 取締役会は、中期経営目標並びに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。
 - ハ 取締役及び執行役員の職務執行状況については、適宜、取締役会に報告する。
 - ニ 取締役会において各役員の担当を決定するとともに、諸規程において各役員・従業員の役割分担、権限、責任及び意思決定のルールを明確に定める。
- ⑤ 監査役の職務を補助すべき使用人、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ 監査役の職務遂行を補助する専任の人員を配置する。当該人員の人事考課、異動、懲戒等については、監査役の承認を要する。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- イ 監査役は、取締役会に出席し、取締役から、業務執行の状況その他重要事項の報告を受ける他、重要な会議に出席する。
 - ロ 取締役、執行役員及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
 - ハ 管理部長等は、その職務の内容に応じ、月次、四半期毎その他の頻度で定期的に監査役に対する報告を行う。
 - ニ 管理部長は、コンプライアンス相談窓口の利用状況を確認するとともに、監査役に定期的に報告する。
 - ホ 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。
- ⑦ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社の取締役及び使用人等が、監査役に報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないこととし、適正に対応する。
- ⑧ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 監査役は、内部監査担当及び会計監査人より、それぞれ監査計画を事前に受領するとともに、定例会議を開催し、監査方針及び監査結果報告にかかる意見交換を行う。
 - ロ 監査役は、随時会計データ等の社内資料データを閲覧することができる。
 - ハ 監査役は、月1回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行う。
 - ニ 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。
- ⑨ 内部監査及び監査役会の状況
- 当社の内部監査は、管理部内に内部監査担当を設置し、業務にあたっております。

各部の監査結果並びに改善点については、内部監査担当者より代表取締役に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。また、監査役会は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

⑩ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主幹部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考となるためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑪ 取締役会の活動状況

当事業年度において当社は定時取締役会を月1回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
田中 慶太	21	21
垂水 隆幸	21	21
大川原 洋	21	21
島崎 憲明	21	20
井上 康生	21	21
大森 滋	21	21
高畑 恒一	17	17
新井 武広	17	16

取締役会における具体的な検討内容として、予算・中期経営計画の策定及び進捗状況の報告、コーポレート・ガバナンスの強化、コンプライアンス及びリスク管理を含めた内部統制システムの運用状況の確認、経営課題への改善策の策定や事業戦略推進等について、情報交換及び意見交換を行っております。

⑫ 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

⑬ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は現在、成長過程にあると認識しており、内部留保の充実を図り、事業規模の

拡大や経営基盤の強化等に投資することが企業価値の最大化と、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。そのため、現時点においては配当を行っておりません。

株主への利益還元については、重要な経営課題と認識しており、将来的には経営成績及び財政状態を勘案しながら継続的かつ安定的な配当を実施する方針ではありますが、現時点において配当を実施の可能性およびその実施時期等については未定であります。内部留保資金につきましては、事業規模の拡大や優秀な人材の採用等に有効活用してまいります。

なお、配当を実施する際は、年1回の期末配当を基本方針としており配当の決定機関は株主総会となっております。

また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

決議した基本方針に則り、コンプライアンス体制並びにリスク管理体制については、定期的にリスクの見直しを行うとともに、管理部が中心となり全社横断的な統括管理を実施し、事業全般に関するコンプライアンスの徹底と、リスクの未然防止及び発生時の迅速な対応の確保を図っております。

職務執行体制については、期ごとに、各本部・部における業績目標の設定を行い、その進捗については毎週の経営会議等の実施により業績の把握、必要に応じて改善策の検討を行い、目標達成の角度を高めております。

監査体制については、当社全体の内部監査、監査役監査、会計監査人監査の三様監査を実施しております。監査の実施にあたって監査役会は、会計監査人及び内部監査担当と定期的に意見・情報交換を行い、監査効率の向上、監査の実効性の確保を図っております。

これらにより、当社全体の内部統制を強化し、ディスクロージャーの信頼性を確保するとともに、業務の有効性及び効率性を高め、継続した企業価値の向上を図ってまいります。

附属明細書

1. 会社役員の他の会社の業務執行取締役等との兼職状況の明細

事業報告の「4. 会社役員に関する事項」の箇所に記載のとおりであります。

2. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

監査報告書

当監査役会は、2025 年 6 月 1 日から 2026 年 5 月 31 日までの第 12 期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人史彩監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 事業報告の修正に関する事項

当監査役会が2026年7月28日付で監査報告書を提出した後、事業報告における会社役員の報酬等に関する事項の一部に記載の不備があることが判明いたしました。当該事項について事業報告の修正が行われたため、当監査役会は修正後の事業報告について改めて検討した結果、上記2.(1)のとおり、修正後の事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

2026年8月17日

株式会社ヴァンガードスミス監査役会

常勤監査役 大森 滋 印

監査役(社外監査役) 高畑 恒一 印

監査役(社外監査役) 新井 武広 印